

木更津市青色回転灯装備車両に係るドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

平成29年12月12日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市告示第303号

木更津市青色回転灯装備車両に係るドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する青色回転灯装備車両にドライブレコーダーを設置し、犯罪の抑止力の強化並びに交通事故及びトラブル発生時における事故責任の明確化を図るとともに、運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青色回転灯装備車両 防犯活動及び交通安全を目的として青色回転灯を装備した市が管理する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 車両内に設置し、周囲の映像及び音声を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーによって収集された映像等の情報をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができるドライブレコーダー内のハードディスク、メモリーカード等の記録媒体をいう。
- (5) 保存装置 パーソナルコンピューター等であつて、データの保存を行う装置をいう。
- (6) 画像取扱者 管理責任者、取扱責任者及び青色回転灯装備車両を管理する部課等の職員をいう。
- (7) 運転者 木更津市職員及び木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱（平成19年木更津市告示第19号）第3条に掲げる者をいう。

(管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダーの適正な設置及び管理並びにデータの管理を図るため、管理責任者及び取扱責任者を置く。

- 2 管理責任者は、木更津市庁用車両管理規則第3条第1項に規定する車両管理者とする。
- 3 取扱責任者は、管理責任者に命じられた者をもって充てる。

(ドライブレコーダーの設置及び運用)

第4条 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置する。

2 ドライブレコーダーは、運転中及び駐車時に撮影し、これを電磁的記録媒体に記録するものとする。

(ドライブレコーダーの表示の方法)

第5条 ドライブレコーダーを設置した青色回転灯装備車両は、歩行者等から視認しやすい場所に、当該ドライブレコーダーの設置者及び設置してある旨の表示をしなければならない。

(データの管理基準)

第6条 データを記録した電磁的記録媒体及び保存装置の取扱い並びに第8条の規定によるデータの閲覧及び提供は、画像取扱者が行うものとする。

2 画像取扱者は、第8条の規定によりデータを閲覧させ、又は提供する場合に限り、電磁的記録媒体に記録されたデータを保存装置に保存することができる。

3 前項の規定によりデータを保存した場合は、保存した日時並びに記録されている画像の概要及びその期間を木更津市ドライブレコーダー管理日誌（別記様式。以下「日誌」という。）に記録し、管理責任者及び取扱責任者の確認を受けなければならない。

4 画像取扱者は、ドライブレコーダーより取り外した電磁的記録媒体及び保存装置は、当該電磁的記録媒体等を保管する設備に施錠して保管しなければならない。

5 データに記録されている映像等には、修正、一部の消去その他の加工をしてはならない。

(データの利用)

第7条 データの利用は、交通事故等並びに犯罪発生の確認、分析、原因究明及び捜査に限るものとし、これらの目的以外に利用してはならない。

(データの提供)

第8条 データは、次の各号に掲げる場合を除き、外部提供してはならない。

(1) 青色回転灯装備車両に対する事故等が発生した時に、事故等の発生時の状況及び原因を明らかにするために、その当事者、保険会社又は捜査機関に閲覧又は提供する場合

(2) データに個人を識別できる情報が記録されていて、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第11条第2項の規定に該当し、閲覧又は提供する場合

(データの提供記録)

第9条 管理責任者は、前条の規定によるデータの閲覧又は提供を行った場合は、その理由、期

日、相手方の名称及びデータの内容等を日誌に記載しなければならない。

(データの消去基準)

第10条 電磁的記録媒体に記録されたデータは、随時上書きにより消去するものとする。

2 第6条の規定により保存したデータの保存期間は6月とし、保存期間を経過した後速やかに消去しなければならない。ただし、期間経過後も保存する必要がある場合はこの限りでない。

3 前項ただし書の規定により保存しているデータは、保存する理由が無くなったときは、速やかに消去しなければならない。

(データの消去)

第11条 保存装置に保存したデータの消去は、画像取扱者が行わなければならない。

2 データを消去した場合は、当該消去を行った画像取扱者以外の画像取扱者1名以上の者に画像が消去されていることの確認を求めなければならない。

3 データを消去した画像取扱者は、消去した者の職、氏名、当該消去の年月日及びデータの概要並びに前項の規定により消去を確認した者の職及び氏名を日誌に記載し、管理責任者の確認を受けなければならない。

(日誌の保存期間)

第12条 日誌の保存期間は、5年とする。

(苦情処理対応)

第13条 管理責任者は、木更津市青色回転灯装備車両に係るドライブレコーダーの設置及び運用について苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第14条 管理責任者、取扱責任者及び画像取扱者は、ドライブレコーダーの取扱いにより知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。